

2023 年度
「ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発」
(対象国：カナダ、チェコ共和国、フランス共和国、
スペイン王国、オランダ王国、シンガポール共和国、英国)
に係る公募要領

2023 年 9 月 21 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
国際部

【受付期間】

2023年10月23日(月)～2024年1月31日(水) 正午(日本時間)

アップロード完了

【提出先および提出方法】

- Web入力フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。

<Web入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/sbhoou9237j0>

- 他の提出方法(持参・郵送・FAX・電子メール等)は受け付けません。
- 提出書類は、公募要領の指示に従ってアップロードしてください。なお、アップロードするファイルにはパスワードは付けないでください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。再提出の場合は再度、全資料アップロードしてください。同一の提案者から提出書類が複数回提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されると提出完了です。通信トラフィック状況等により、入力や資料のアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、受付期間内に受付番号表示まで完了するように余裕をもってアップロードしてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

目次

目次	- 3 -
1. 件名	- 5 -
2. 事業概要	- 5 -
(1) 背景	- 5 -
(2) 目的	- 5 -
(3) 事業内容と事業スキーム図	- 6 -
(4) 交付規程について	- 6 -
3. 応募要件	- 6 -
(1) 提案者となる助成対象事業者	- 6 -
(2) 助成対象事業	- 8 -
(3) 助成対象期間	- 8 -
(4) 助成対象費用	- 9 -
(5) 助成対象範囲	- 9 -
(6) 補助率、及び助成金の額	- 9 -
4. 応募方法	- 9 -
(1) 提出期限	- 9 -
(2) 提出先 Web 入力フォーム	- 10 -
(3) 提出方法	- 10 -
(4) 提出書類	- 11 -
(5) 相手国側企業等との CA (Consortium Agreement) 締結にあたっての留意事項	- 12 -
(6) 提出書類の提出にあたっての留意事項	- 12 -
(7) 公募に関する問い合わせ	- 12 -
(8) 公募説明会	- 12 -
5. 秘密の保持	- 13 -
6. 助成先の選定について	- 13 -
(1) 審査方法	- 13 -
(2) 審査基準	- 14 -
(3) 採択結果の通知及び公表	- 15 -
(4) 交付決定までの流れ	- 15 -
(5) スケジュール	- 15 -
7. 留意事項	- 16 -
(1) 交付決定通知書で定める条件	- 16 -
(2) 助成事業実施中の進捗管理・計画変更への対応	- 16 -
(3) 処分制限財産の取り扱い	- 16 -
(4) 助成事業期間終了後について	- 16 -
8. 禁止事項及び不正防止について	- 17 -

(1) 重複助成の排除	- 17 -
(2) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	- 18 -
(3) 研究活動の不正行為への対応	- 19 -
(4) NEDO における研究不正等の告発受付窓口	- 20 -
(5) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対応）	- 20 -
9. その他	- 21 -
(1) 日本版 SBIR 制度	- 21 -
(2) J-Startup 及び J-Startup 地域版	- 21 -
(3) 提案情報の管理	- 22 -
(4) 個人情報について	- 22 -
(5) 主任研究者研究経歴書について	- 22 -
(6) 「国民との科学・技術対話」への対応	- 22 -
(7) 本助成事業で得られた成果の発表の取り扱いについて	- 23 -
(8) 申請実績・採択実績の利用	- 23 -
(9) NEDO 事業に関する業務改善アンケート	- 23 -
(10) 助成事業の事務処理について	- 24 -
(11) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合の対応	- 24 -
(12) NEDO 公式 Twitter について	- 24 -
別紙 1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録について	- 25 -
別紙 2 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）	- 27 -

「ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発」
(対象国：カナダ、チェコ共和国、フランス共和国、スペイン王国、オランダ王国、
シンガポール共和国、英国)
に係る公募について

2023年9月21日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発（以下、「本助成事業」という）を経済産業省が策定した基本方針に基づいて実施します。本助成事業について、研究開発を行う事業者を、民間企業から以下の要領で募集します。

1. 件名

2023年度「ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発」

(対象国：カナダ、チェコ共和国、フランス共和国、スペイン王国、オランダ王国、シンガポール共和国、英国)

2. 事業概要

(1) 背景

「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議）において、社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会を実現する観点から、日本にスタートアップを産み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現する方針が示されました。この実現に向けて、スタートアップへの投資額を5年後に10倍を超える規模とすることや、将来においてユニコーンを100社創出すること等の大きな目標が掲げられています。

スタートアップの中でもいわゆる「ディープテック・スタートアップ」は、技術が確立するまでに長期の研究開発と大規模な資金を要し、その事業化リスクが高いと言われています。しかしながら、国際社会が多様かつ困難な社会的課題に直面する中、ディープテック・スタートアップの有する革新的な技術はこうした課題の解決に繋がり得るものであるとともに、革新的な技術に裏打ちされた新たな企業・産業の創出により我が国経済の成長を実現するポテンシャルを秘めています。

このため、長期的視野をもって、これらのディープテック・スタートアップの事業化に向けた幅広い研究開発活動の支援をすることによって、ディープテック・スタートアップに対する民間からの投資拡大を促しつつ、ディープテック・スタートアップの事業成長及びそれらが有する革新的な技術の確立・事業化・社会実装を加速させることが求められています。

(参考)

「スタートアップ育成5か年計画」新しい資本主義実現会議

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/sdfyplan2022.pdf

(2) 目的

「スタートアップ育成5か年計画」に記載の大きな目標の実現に向けて、本助成事業を通じて、ディープテック分野のスタートアップに対し、国際連携による共同研究開発を支援することで、グローバル市場も視野に入れた、ディープテック・スタートアップの事業成長及びそれらが有する革新的な

技術の確立・事業化・社会実装、それらに伴う新たな付加価値の創出を加速させることを目的とします。

(3) 事業内容と事業スキーム図

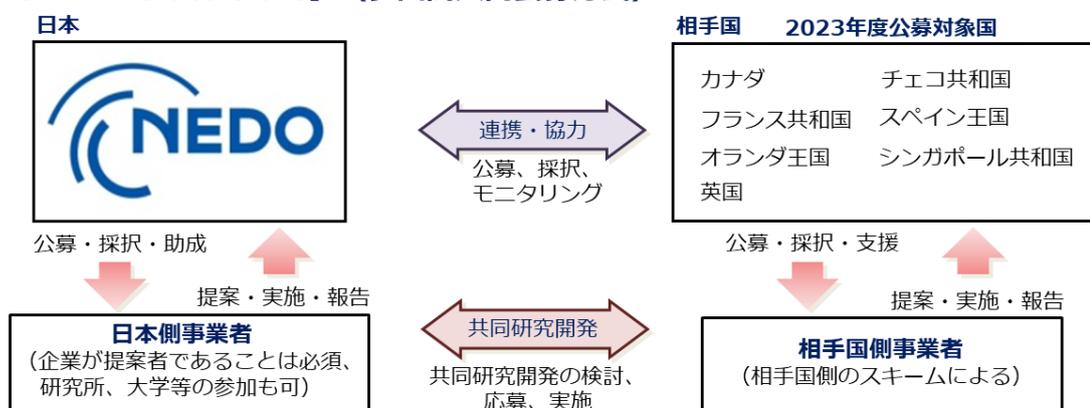
ディープテック・スタートアップが海外市場への展開を目的として海外企業と行う共同研究開発に対し、NEDO と相手国側のイノベーション支援機関（公的支援機関）が並行して、それぞれ自国企業の研究開発費用の一部の助成等を行います。相手国側の公的支援機関が実施する公募の応募要件や助成規模は、国によって異なります。

本助成事業は、相手国側事業者が相手国側の公的支援機関から支援を受けることを前提とします。なお、本年度の公募は、欧州を中心とする各国の研究開発・イノベーション支援機関の国際的なネットワークである Eureka^(※1) の Globalstars^(※2) スキームを活用した多国間共同公募方式により実施します。

(※1) Eureka (<https://www.Eurekanetwork.org/>) とは、1985年に発足した欧州を中心とする各国の研究開発・イノベーション支援機関の国際的なネットワークです。45か国以上が加盟しています。

(※2) Eureka Globalstars (<https://www.eurekanetwork.org/countries/spain/globalstars/>) とは、Eureka加盟国以外の国（日本など）が、複数のEureka加盟国との共同公募を実施することができるEurekaの公募スキームの一つです。事業提案及び実施は日本を含む二国間・多国間いずれでも構いません。つまり、提案者は対象7か国のうち1か国以上の企業との共同研究開発を提案することが可能です。

【EUREKA Globalstars】（多国間共同公募方式）



(4) 交付規程について

本助成事業は NEDO が別途定める「ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発助成金交付規程」（以下、「交付規程」という）に沿って実施します。本公募要領と合わせて NEDO ホームページよりご確認ください。

3. 応募要件

(1) 提案者となる助成対象事業者

助成対象事業者は、次の要件を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、本邦の企業であることが必要であり、本助成事業への応募時点から助成事業終了時点まで、これらの要件を全て満たしている必要があります。なお、次の要件を満たす、複数の企業での共同提案も可能です。

① 日本国内に主要な研究開発拠点を有する未上場の日本の中小企業、又は、当該企業を代表とし、

その他の企業、研究機関、大学等が参加した日本側事業者であること。

- ② 相手国側企業等と国際共同研究開発プロジェクトを実施する見込みであって、当該企業等と共同研究契約（以下「CA（Consortium Agreement）」）を締結することができること。
- ③ 相手国側企業等と知的財産権の取り扱いを適切に交渉、管理する能力を有し、CA（Consortium Agreement）の中に知的財産権等の取り扱いについての記載を盛り込むこと。
- ④ 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ⑤ 助成事業を的確に遂行するに足り、かつ、助成事業終了後の事業化を達成するために必要な能力を有すること。
- ⑥ 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑦ 研究開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること。
- ⑧ 中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす中小企業に該当する法人であってかつ、みなし大企業^(※3)に該当せず、直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。

主たる事業として 営んでいる業種 （「日本標準産業分類」の規定に基づく）	資本金基準 （資本の額又は出資の総額）	従業員基準 （常時使用する従業員の数 （※4））
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記3業種を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

（※3）本助成事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
 - ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
 - ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数2分の1以上を占めている企業
- なお、本助成事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。
- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・ 学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に定める大学
 - ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合（又は諸外国における同等のもの）

(※4) 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含まれます。

⑨ 大企業の持分法適用会社ではないこと。

ただし、J-Startup、J-Startup 地域版に選定されている企業であり、財務状況により親会社からの資金支援を受けることのできない者の場合、上記の要件のうち、⑧に掲げるみなし大企業や、⑨に掲げる大企業の持分法適用会社であっても、本助成事業に応募することを可能とする。

⑩ 申請時点で創業から長期間経過していない企業であって、大きく事業の成長を図ろうとする企業（目安としては、申請時点で創業から10年以内であること）。

⑪ 事業成長のために研究開発投資を積極的に行っている企業であること（目安としては、売上高研究開発費割合が5%以上の企業であること）。

⑫ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

⑬ 技術研究組合ではないこと。

⑭ 当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査に御協力いただけること。

⑮ 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

⑯ 安全保障貿易管理の観点から、海外への機微技術等流出・漏洩への対応として、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した「外国ユーザーリスト」に掲載されている企業・組織等又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（国連武器禁輸国・地域）（輸出貿易管理令別表第3の2）^(※5)及び懸念3か国（輸出貿易管理令別表第4）^(※6)に属する企業・組織が、提案書の海外共同研究先に含まれていないこと。

(※5、※6) 「輸出貿易管理令別表第3の2」「輸出貿易管理令別表第4」についてはこちらを参照ください：経済産業省ウェブサイト

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law02.html>

(2) 助成対象事業

次の①～③の要件のすべてを満たす事業を、助成の対象とします。

① 経済産業省所管の鉱工業技術（量子、AI、ロボティクス、半導体、電子機器、エネルギー・環境、バイオテクノロジー、新素材、医療機器、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く。）であること。また、医薬品開発及び再生医療等製品に係る開発は原則として対象外とします。ただし、創薬支援技術の開発や、医薬品開発を加速する支援技術の開発、医療機器、医療検査技術等、経済産業省所管の鉱工業技術に係る複合技術の開発は助成対象とします。

② 具体的技術シーズがあって、技術開発要素があることが想定されること。

③ 競争力強化のためのイノベーションを創出しうるものであること。

(3) 助成対象期間

助成対象期間は、2～4年程度とします。事業開始日は、交付決定通知書に記載の日です。交付決定にあたっては、相手国側企業等との間で締結したCA（Consortium Agreement）が必要です。事業開始は2024年5～7月を予定しています。

NEDOが最初に交付する期間は、事業開始日から最大で2026年度末（2027年3月末）までです。事業終了が2026年度末を超える事業については、2026年9月頃にステージゲート審査（SG審査）を実

施します。その結果によっては、計画の見直し又はその後の事業の中止を行う場合があります。
また、助成期間の変更により、2026年度末を超えることになった事業についても、2026年9月頃にNEDOがステージゲート審査（SG審査）を実施する場合があります。

（実線）当初交付期間、（点線）交付延長期間

想定されるケース	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度			
	1Q	2Q	3Q	4Q																
事業開始：2024/7 助成対象期間：2年 (SG審査：なし)																				
事業開始：2024/7 助成対象期間：3年 (SG審査：あり)																				
事業開始：2024/7 助成対象期間：4年 (SG審査：あり)																				

（４）助成対象費用

助成の対象となる費用は、ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発費助成金交付規程第6条に示すとおり、Ⅰ．機械装置費等、Ⅱ．労務費、Ⅲ．その他経費、Ⅳ．委託費・共同研究費となります。詳細は、「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルをご覧ください。

「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルは、下記 URL を参照ください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

（５）助成対象範囲

提案者が提案書に記載した研究開発の実施内容のうち、NEDOが交付決定を行うものが、本助成事業における助成対象となります。従って、助成事業期間内の内容に限られることと、交付に当たっての条件を満たす範囲となることにご留意ください。

（６）補助率、及び助成金の額

助成対象費用の3分の2以内、助成金額の上限は1億円／件

4. 応募方法

本公募要領に従って提出書類を作成し、以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

（１）提出期限

2024年1月31日（水）正午（日本時間）アップロード完了

期限までにアップロードを完了できなかった提出書類は、受け付けません。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりません。

(2) 提出先 Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/sbhoou9237.j0>

(3) 提出方法

共同提案の場合には、代表法人が以下に従って提出してください。

Web 入力フォームで以下の①～⑱の項目を入力いただき、⑲⑳に提出書類をアップロードしてください。なお、アップロードするファイルにはパスワードは付けないでください。

Web 入力フォームで送信ボタンを押すと、受付番号が表示されます。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料をアップロードしてください。

提出書類を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付します。

■入力項目

- ①国際共同研究開発テーマ名（相手国側企業等の国名）
- ②代表法人番号（13桁）
- ③代表法人名称
- ④代表法人連絡担当者氏名（姓と名の間にスペース必要）
- ⑤代表法人連絡担当者職名
- ⑥代表法人連絡担当者所属部署
- ⑦代表法人連絡担当者所属住所
- ⑧代表法人連絡担当者電話番号（ハイフン（-）必要）
- ⑨代表法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑩研究開発の概要（1000文字以内）
- ⑪技術的ポイント^(※)
- ⑫代表法人主任研究者^(※)
- ⑬共同提案法人名及び主任研究者（複数の場合は、列記）^(※)
- ⑭利害関係者^(※)
- ⑮研究体制（担当研究開発項目番号と法人名を入力。）
例：研究開発項目①××会社、研究開発項目②△△会社
- ⑯研究期間（提案する研究期間を記載）
- ⑰提案額（助成率を適用する前の提案総額を記入）
- ⑱初回の受付番号（再提出の場合のみ）
- ⑲提出書類（提案書）（(4) 提出書類のうち、A1（様式第1）をPDFファイルにしてアップロード）
- ⑳提出書類（その他）（(4) 提出書類のうち、A2～A13、B1をそれぞれPDFファイルにした上で、一つのzipファイルにまとめてアップロード）

※利害関係の確認について

- NEDOは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。

NEDO から①国際共同研究開発テーマ名、⑩技術的ポイント、⑫代表法人主任研究者、⑬共同提案法人名及び主任研究者名を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。

- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑭利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。

(4) 提出書類

NEDO 書類には、[A] NEDO 様式と [B] Eureka 様式の 2 種類があります。

[A] NEDO 様式

以下 URL の本公募のホームページからダウンロードしてください。提出書類は日本語で作成してください。

https://www.nedo.go.jp/koubo/AT092_100217.html

No.	提出書類	形式
A1	(様式第 1) 提案書	PDF 形式
A2	(別添 1) 事業成果の広報活動について	PDF 形式
A3	(別添 2) 非公開とする提案内容	PDF 形式
A4	(別添 3) 主任研究者研究経歴書の記入について	PDF 形式
A5	(別添 4) 利害関係の確認について	PDF 形式
A6	(別添 5) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料 (任意) (本公募要領 別紙 2 (P27) 参照)	PDF 形式
A7	(別添 6) 提出書類チェック票	PDF 形式
A8	(別添 7) 積算表 (助成年度分)	PDF 形式
A9	知的財産権等の取り扱いについて規定した相手国企業との CA (Consortium Agreement) のドラフト (英文)	PDF 形式
A10	e-Rad 応募内容提案書 (本公募要領 4. (6)、及び別紙 1 (P25) 参照) 応募課題の入力内容の確認時に表示される「応募内容提案書のプレビュー」から、PDF ファイルをダウンロード	PDF 形式
A11	会社案内 (会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書) (提案者毎)	PDF 形式
A12	直近の事業報告書 (提案者毎)	PDF 形式
A13	直近 3 年分の財務諸表 (原則、円単位：貸借対照表、損益計算書 (製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む)) (提案者毎) 審査の過程で追加資料の提出を求める場合がある。	PDF 形式

[B] Eureka 様式

下記 URL の Eureka “SmartSimple” Form にて、オンライン英文入力・提出してください。入力方法は別添 8 を参照してください。

<https://Eureka.smartsimple.ie/>

No.	提出書類	形式
B1	Eureka “SmartSimple” Form 日本側事業者と相手国側事業者の両者が英文入力する必要があります。 相手国側事業者が入力した後、日本側事業者が紐付けて入力・提出してください。(逆も可能)	オンライン 入力
	オンラインで提出した全頁の写しを PDF 形式にて提出してください。	PDF 形式

(5) 相手国側企業等との CA (Consortium Agreement) 締結にあたっての留意事項

CA 締結に当たっては、知的財産担当部署や知的財産の専門家と相談のうえ、知的財産権の取り扱いについても CA 内に規定するようにしてください。ドラフト段階で、我が国企業の知的財産権の保護の観点から、CA を拝見させていただきます。CA の作成に当たっては、必要に応じて、以下 URL を参照してください。

オープンイノベーションモデル契約書： 特許庁ウェブサイト

<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

(6) 提出書類の提出にあたっての留意事項

- ① 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から提出書類が複数回提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ② 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。
- ③ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受けません。
- ④ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出ください。
- ⑤ 「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ⑥ 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案が無効になります。
- ⑦ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ⑧ 無効となった提出書類は、NEDO にて破棄させていただきます。
- ⑨ 応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム (e-Rad) へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表事業者が登録を行ってください。この場合、その他の提案者や委託、国内の共同研究先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、本公募要領の別紙 1 (P25) をご確認ください。

(7) 公募に関する問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、2024 年 1 月 24 日 (水) まで、下記宛て電子メールで受け付けます。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部 ディープテックコファンドグループ

メールアドレス：dt.cofund@ml.nedo.go.jp

(8) 公募説明会

本助成事業の内容、提案等にあたっての手続き等について、公募説明会を行う予定です。応募資格として出席を義務付けるものではありませんが、可能な限り、ご参加ください。

日程等は、本助成事業のホームページに掲載されます。ご確認の上、参加申込を行ってください。

5. 秘密の保持

- ① NEDO は、提出書類について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- ② 外部有識者等による評価者には守秘義務がありますが、提案者が提案書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を「別添2」に明示ください。NEDO はその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価に影響する可能性がありますので、ご注意ください。
- ③ 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、「主任研究者研究経歴書」（別添3）については、「個人情報の保護に関する法律」第22条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。
- ④ e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

6. 助成先の選定について

(1) 審査方法

- ① 日本側は、「事前書面審査」、外部有識者による「採択審査委員会」と NEDO 内に設置する「契約・助成審査委員会」の三段階で審査します。
- ② 「事前書面審査」では、本助成事業の目的への適合性、「3. 応募要件」に記載されている要件を満たしているか、及び「8. 禁止事項及び不正防止について（1）～（3）」に該当していないかの審査を実施します。
- ③ 「採択審査委員会」では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。必要に応じて資料の追加・プレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。
- ④ 「契約・助成審査委員会」では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、実施者を決定します。
- ⑤ 相手国側事業者が相手国側の公的支援機関から採択されることを NEDO が確認した場合のみ、上記実施者の最終採択決定及び通知を行います。
- ⑥ 助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。
- ⑦ また、助成事業期間中の研究活動が円滑に実施出来るかを確認するため、提案者の財務状況や研究体制について代表者面談等を実施する場合があります。

(2) 審査基準

<採択審査委員会における審査基準>

採択審査基準		審査細目	重み付け
1. 研究開発の内容、研究目標・計画			
(1)	研究開発内容の新規性、技術の優位性	提案された共同研究開発内容に新規性があり、技術的に優れているか。 研究開発要素があるか（単なる既存部品・ソフトウェアの組み込みではなく、研究開発・技術要素が明らかか）。	3
(2)	研究目標・計画の妥当性	研究開発目標は、適切かつ定量的に設定され、目標を達成するための研究計画は実現可能か（研究期間、予算額、技術的可能性）。	3
2. 国際共同研究の必要性、有効性及び実施体制			
(3)	国際共同研究の必要性、有効性	日本側事業者と相手国側事業者とで共同で実施することにより、国内研究機関等のみの連携よりも、両者にとってメリットがあることが明確か（シナジー効果によりプロジェクトが生み出す成果の質が向上する、実用化・事業化までの期間の短縮が期待される等）。 日本側事業者と相手国側事業者の優れた技術を掛け合わせた相互補完的な国際共同研究開発となっているか。	4
(4)	国際共同研究の実施体制の妥当性	共同実施体制は妥当であるか（日本側事業者と相手国側事業者との明確な役割分担とバランスが確保されているか） 日本及び相手国側の参加者（委託先も含む）は、本研究開発を遂行するための能力を有するか（関連分野の研究開発の実績、優秀な研究者等の参加等） 共同実施体制の知財の管理・運営は妥当か。	3
3. 事業化・実用化計画、リスク対策			
(5)	事業化・実用化の実現可能性	提案内容は、事業化・実用化による国際市場の獲得の可能性（国際競争力）を有し、成果の普及による経済・社会的な波及効果が見込めるか。	4
(6)	事業化・実用化におけるリスク対策	提案内容の事業化・実用化計画において、想定されるリスク（競合他社、技術変革、周辺特許、市場変動等）を分析し、その対策の検討がなされているか。	2.8
4. 優遇措置			
(7)	事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合		0.2

(1)～(6)については、以下の採点基準を用いて評点を付け、重み付け係数を乗じて審査する。

(7)については、重み付け係数（0.2）×採点基準（5点）とする。

<採点基準>

5点	本項目は、優れている	2点	本項目は、やや劣る。
4点	本項目は、やや優れている	1点	本項目は、劣る。
3点	本項目は、普通である。		

< 契約・助成審査委員会における選考基準 >

- ① 提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - i. 助成事業の目標が NEDO の意図と合致していること。
 - ii. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
 - iii. 助成事業の経済性が優れていること。
- ② 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - I. 関連分野における事業の実績を有していること。
 - II. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。(国際共同研究体制をとるメリットが明確であること。)
 - III. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
 - IV. 経営基盤が確立していること。
 - V. 助成事業の実施に関して NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 採択結果の通知及び公表

- ① 採択された事業については、NEDO から提案者に通知します。不採択の場合も、審査結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、2024 年 4 月下旬～5 月上旬を予定しています。
- ② 採択された事業に関しては、提案者の企業名、助成事業の名称を NEDO のウェブサイト公表します。また採択審査委員の所属、氏名について、採択決定後に NEDO のウェブサイトで公表します。
- ③ NEDO は必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は、事前に NEDO 国際部までご相談ください。

(4) 交付決定までの流れ

- ① 採択された事業については、事業者は相手国側企業等との CA (Consortium Agreement) を締結する必要があります。CA の調整は、事業者自ら行い、最終採択決定通知日から原則 3 ヶ月以内に締結していただきます。なお、3 ヶ月以内に同 CA を締結できない場合は、採択を取り下げる場合もあります。
- ② CA の締結後、交付規程で定める様式第 1 により助成金交付申請書を提出していただきます。その後、必要な手続きを経て、NEDO から交付決定通知書を発出します。早期の事業開始のため、交付申請書の作成をご準備いただくことをおすすめします。
- ③ 交付決定を受けた事業に、学術研究機関または事業会社との共同研究が含まれる場合は、交付決定後 30 日以内に、その共同研究に係る契約書の写しを NEDO に提出してください。

(5) スケジュール

2023 年 10 月 23 日 (月)	: 提出書類受付開始
2024 年 1 月 31 日 (水) 正午 (日本時間)	: 提出書類締め切り、アップロード完了
3 月下旬～4 月上旬 (予定)	: 採択審査委員会
4 月下旬～5 月上旬 (予定)	: 採択結果の通知及び公表
5 月以降	: 助成金交付決定、事業開始

7. 留意事項

(1) 交付決定通知書で定める条件

NEDO は、交付決定通知書において、助成金を交付するに当たっての条件として、交付規程の第9条第1項の各号に加え、第9条第2項に基づき、以下の①～③を定める予定です。

- ① 助成事業者が上場した場合の通知
助成事業者が上場した場合は、速やかに NEDO まで通知してください。その通知結果をもとに NEDO にて、本助成事業の中止等を決定できるものとします。
- ② 相手国側の公的支援機関による資金支援の終了等
相手国側企業等が相手国側の公的支援機関から資金支援を受けることができなくなった又は資金支援を受けていない（自主的な取り下げ・取りやめも含む）ことが判明した場合は、原則として、その時点で NEDO の助成も終了することとします。なお、当該事象を把握した場合は、NEDO までその旨通知してください。
- ③ 相手国側企業等との共同研究の中止・終了等の場合の通知
相手国側企業等と共同研究の実施ができなくなることが判明した場合は、速やかに NEDO に対して、CA (Consortium Agreement) の終了予定日又は解除予定日をその理由等と共に通知してください。その通知結果をもとに NEDO にて、本助成事業の期間短縮、中止等を決定できるものとします。

(2) 助成事業実施中の進捗管理・計画変更への対応

- ① 実施者は、助成事業開始後に、技術開発計画や開発スケジュールの変更、事業環境の変化に伴う事業計画の変更、参入市場の変更など、助成金交付申請に際して NEDO に提出した助成事業の計画に何らかの変更が生じる場合、事前に NEDO にその旨を申し出て、その指示に従ってください。
- ② 事業終了が 2026 年度末を超える事業については、2026 年 9 月頃に NEDO がステージゲート審査 (SG 審査) を実施します。その結果によっては、計画の見直し又はその後の事業の中止を行う場合があります。

(3) 処分制限財産の取り扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。(交付規程第 16 条)

(4) 助成事業期間終了後について

- ① 助成事業期間の終了年度の翌年度以降 5 年間は、毎年、企業化状況報告書を NEDO に提出していただきます。交付規程の「様式第 20 企業化状況報告書」を参照してください。また、報告年度の提出時期については、「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル(3.(4)に URL を記載)を参照してください。
- ② 当該助成事業の企業化等により、相当の収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。(収益納付の詳細は交付規程参照)
- ③ 助成事業期間終了後適切な時期に、技術開発目標の達成度合い、今後の事業化の可能性等を確認するため、終了事業者評価委員会を開催します。助成事業者の皆様には資料の作成及びプレゼンテーションを行っていただきます。

8. 禁止事項及び不正防止について

(1) 重複助成の排除

「不合理な重複」^(注1)、又は「過度の集中」^(注2)が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

(注1)「不合理な重複」とは、

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される技術開発の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの^(※)。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の技術開発課題について、複数の助成金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の助成金と実質的に同一の技術開発課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の技術開発課題の間で、技術開発費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注2)「過度の集中」とは、

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該技術開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間^(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な技術開発費が配分されている場合
- 不必要に高額な技術開発設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ① 現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ② 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③ 共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等

に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

- ⑤ 各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥ 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省またはNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】

- ・競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(2) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。^(※7)）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年度機構達第1号。平成16年4月1日NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。^(※8)）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本助成事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本助成事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※7) 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※8) 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDO ウェブサイト

https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- ① 本助成事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌

年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）

- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- ② 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について
 - i. 本助成事業の助成金交付に当たり、各助成事業者は標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
 - ii. 体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
 - iii. NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

（3）研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。^(※9)）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日平成19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。^(※10)）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本助成事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口への通知や本助成事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※9）研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※10）研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- ① 本助成事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降

の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)

- iv. 府省等の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iii.により一定の責任があるとされた者に対し、府省等の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本助成事業への参加が制限されることがあります。

なお、本助成事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や告発受付窓口の設置に努めてください。

(4) NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は次のとおりです。

通知先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー16階

TEL：044-520-5131

FAX：044-520-5133

メールアドレス：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ：http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。)

(5) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- ① 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

*我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)又は特定類型*に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の

許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- ③ また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります^{*}。本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時までに、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

※ 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- ④ 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

9. その他

(1) 日本版 SBIR 制度

本助成事業は、日本版 SBIR 制度において、「特定新技術補助金等」の指定を受けています。指定された補助金等の交付を受けた中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることができます。詳細については、下記 URL をご参照ください。

<https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/>

(2) J-Startup 及び J-Startup 地域版

本助成事業は、「新しい経済対策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」にて示された当該事業において、推薦委員からの推薦を受け、外部審査委員会を経て認定された企業（J-Startup企業及び

J-Startup地域版企業) に対しては、本助成事業の審査にて一定の優遇措置を講じます。

(3) 提案情報の管理

① 提出物の管理

提出書類等は、助成事業の審査のために使用します。このため外部有識者に提出書類等を郵送等にて送付する場合があります。また、他の NEDO 事業の審査において参照される場合があります。なお提案者からの提出物の返却はいたしません。

② 提案情報の公表

交付決定された申請案件については、申請者の企業名、助成事業の名称及び助成事業の概要を NEDO ホームページ上で公表します。相手国側の公的支援機関でも同様に公表されます。

不採択の場合は、提案者の企業名、事業の名称及び事業の概要を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、助成金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に提案者の企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることがあります。

(4) 個人情報について

- ① 提出物等により取得した個人情報は審査及び審査に関する説明会等のご案内、資料送付等に利用します。
- ② 審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。
- ③ NEDO が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用することがあります。
- ④ 特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。
- ⑤ ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

(5) 主任研究者研究経歴書について

本助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、主任研究者研究経歴書(別添3)に記入し提出してください。また研究員が主任研究者を兼ねることも可能です。研究経歴書は、研究開発等実施体制の審査のためにのみ利用されます(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます)。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Radとも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本助成事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。(researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。)

(6) 「国民との科学・技術対話」への対応

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という)に係る経費の計上が可能です。

本助成事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要

な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上してください。

- ① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。
- ② 本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分し計上ください。（この場合、算出根拠を明確にください。）本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】

2010年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

（7）本助成事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本助成事業では、交付規程に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本助成事業の成果、事業化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。
- ② 報告の方法は、文書によるもの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。
- ③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

（8）申請実績・採択実績の利用

制度改善に向けて、申請者に対してヒアリング・アンケートを実施する場合があります。申請実績・採択実績の各データを利用することがあります。

（9）NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html

(10) 助成事業の事務処理について

助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。助成事業事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

(11) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合の対応

表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかに NEDO に理由書を提出ください。また、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社 web ページ等）していただきます。（ただし、賃上げをできないやむを得ない事情があると認められる場合には、その限りではございません。）詳細につきましては本公募要領の別紙 2（P27）を参照ください。

(12) NEDO 公式 Twitter について

NEDO 公式 Twitter (https://twitter.com/nedo_info) をフォローいただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時 Twitter で確認できます。是非フォローいただき、ご活用ください。

別紙1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録について

本助成事業への提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への申請手続きと、NEDOへの提案書の提出の両方の手続きが必要となります。このe-Radによる申請手続きを行わないと本助成事業への提案ができませんので、ご注意ください。なお、会社設立前のためにe-Radの登録ができない場合は、別途事務局にお問い合わせいただき、その指示に従ってください。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記のURLを参照ください。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。

- e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>
- e-Rad 利用可能時間帯：平日、休日ともに0:00～24:00
(国民の祝日及び年末年始も、上記のとおり利用可能。ただし上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)
- e-Rad ヘルプデスク
電話番号：0570-057-060
受付時間：平日9:00～18:00（国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

<手続きの概略>

以下①～④の手続きのうち、①及び②の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です（③及び④の手続きは必要です）。

① 所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時までにe-Radに研究者が登録されていることが必要になります。研究者の所属機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録申請書をダウンロードして、登録申請ください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きください。

※ [システム利用にあたっての事前準備] のページをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

② 研究代表者の登録

研究代表者の登録を行い、研究者ID及びパスワードを取得ください。

③ 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の出力

e-Radポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」を印刷ください。この印刷物はNEDOへの提出書類（4.（4）提出書類のA10）として必要になります。

④ 応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから「確認・実行」ボタンをクリックし、

登録を完了ください。「確認・実行」ボタンを押さないとe-Rad上での登録が完了しません。

【注意事項】

- ・ 応募基本情報の入力及び応募内容提案書の出力などは研究機関IDでログインください。研究者IDでログインすると、本公募への応募の入力ができません。
- ・ 提出締切日までにシステムの「応募/採択課題一覧」の申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Radのヘルプデスクまで連絡ください。
- ・ 申請書の受理状況は、「応募/採択課題一覧」から確認することができます。
- ・ e-Radへの申請は、申請者のみ必要です。連携先の申請は必要ありません。

別紙2 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、従業員への賃金引上げ計画がある企業等の提案については、審査時に加点措置を行います。

加点を希望する提案者は、留意事項をご確認の上、別添5による表明書を提出してください。

（留意事項）

- ① 給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度（又は暦年）に、対前年度（又は前年）と比べて、中小企業等は1.5%以上増加させることを表明し、公表している（又は公表予定がある）場合に加点します。（事業開始までに公表されている必要があります。）
- ② 給与等受給者の範囲は、全社員を基本としますが、当該事業に参画する研究員に限ることも可能です。
- ③ 提案者が複数者からなるコンソーシアム等の場合は、代表法人が企業等であって、賃上げの実施を表明した場合を加点対象とします。
- ④ 表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかにNEDOに理由書を提出ください。また、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社webページ等）いただきます。
- ⑤ すでに本表明書を当該年度中にNEDOへ提出済みの場合、写しでの提出も可とします。